

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

JAえちご中越

当JAは、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、態勢整備のうえ、本ガイドラインを遵守します。

今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

お客様と保証契約を締結する場合は、以下について可能な限り具体的に説明し、その説明内容を記録に残します。

- ① どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか。
- ② どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか。
- ③ 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められること。

なお、保証契約の必要性を判断する際は、以下の要件を確認します。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないか。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るか。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されているか。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供があるか。

お客様からお申し出をいただいた場合、既存の保証契約についても、本ガイドラインに則り経営者保証を求めない対応が可能かを改めて検討します。

■本ガイドラインの詳細については、以下 URL をご参照ください。

[全国銀行協会](https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/) (https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/)

[日本商工会議所](https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html) (https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html)

附 則

この方針は、令和 6 年 3 月 27 日から施行する